

勸告

勸 告

本人事業委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

1 平成28年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定の内容

(1) 職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号。以下「給与条例」という。）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表1から別表5までのとおり改定すること。

イ 勤勉手当

(ア) 再任用職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分（給与条例第18条第2項第2号イに規定する特定幹部職員（(イ)において「特定幹部職員」という。）にあつては、それぞれ1.05月分）とすること。

(イ) 再任用職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4月分（特定幹部職員にあつては、それぞれ0.5月分）とすること。

(2) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）の改正

現行給料表を別表6のとおりに改定すること。

(3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年広島県条例第1号）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表7のとおり改定すること。

イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.40月分及び1.50月分とすること。

(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年広島県条例第1号）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表8のとおり改定すること。

イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.40月分及び1.50月分とすること。

(5) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年広島県条例第9号。以下「平成28年改正条例」という。）の改正

平成28年改正条例附則第7条第2項の規定による平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における地域手当の支給割合を次のとおりとすること。

ア 東京都特別区 100分の19.04

イ 広島市及び安芸郡府中町 100分の7.04

ウ イの地域を除く広島県内の地域 100分の4.04

2 給与制度をめぐる諸課題の内容

扶養手当を次のとおり改定すること。

- (1) 配偶者に係る手当の月額を6,500円とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあつては、給与条例第10条第4項の規定により加算される前の額をいう。以下同じ。）を1人につき10,000円とすること。

(2) 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。

(3) 一定の給与水準にある職員（給与条例第6条第2項に規定する特定管理職員（以下「特定管理職員」という。）を除く。）に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額は、次のア及びイの職員の区分に応じてそれぞれ定めるものとする。

ア 本庁の部長の職務又はこれに相当する職務にある職員のうち、人事委員会規則で定めるもの 1人につき3,500円

イ 本庁の局長の職務又はこれに相当する職務にある職員のうち、人事委員会規則で定めるもの 不支給

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。ただし、2については、平成29年4月1日から実施すること。

(2) 経過措置等

ア 扶養手当の月額等の特例措置

(ア) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当の月額については、次のa及びbの区分に応じてそれぞれ定める額とすること。

a 配偶者に係る手当の月額 10,000円

b 子に係る手当の月額 1人につき8,000円

(イ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額については、次のa及びbの区分に応じてそれぞれ定める額とすること。

a 扶養親族が子である場合の手当の月額 10,000円

b 扶養親族が子以外である場合の手当の月額 9,000円

(ウ) 2の(3)のアに掲げる職員に対して支給する子以外の扶養親族に係

る手当の月額については、次の a 及び b の期間の区分に応じてそれぞれ定める額とすること。

a 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間 1人につき
6,500円（扶養親族が配偶者である場合にあつては10,000円）

b 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間 1人につき
6,500円

(エ) 2の(3)のイに掲げる職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額については、次の a から c の期間の区分に応じてそれぞれ定める額とすること。

a 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間 1人につき
6,500円（扶養親族が配偶者である場合にあつては10,000円）

b 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間 1人につき
6,500円

c 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間 1人につき
3,500円

イ 特定管理職員に係る扶養手当の月額に関する特例

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間における特定管理職員に係る扶養手当の月額は、給与条例第10条第5項の規定の適用がないものとした場合の2による改正後の扶養手当の月額（扶養親族たる子が3人以上いる場合にあつては、その額から2による改正後の扶養手当の月額（以下「改正後の第3子扶養手当額」という。）を減じた額。以下「改正後の経過措置扶養手当基準額」という。）から、平成28年改正条例附則第9条の表の期間の区分に応じた額（改正後の経過措置扶養手当基準額がその額を下回る場合にあつては、改正後の経過措置扶養手当基準額）を減じた額（扶養親族である子が3人以上いる場合にあつては、その額と改正後の第3子扶養手当額との合計額）とすること。

(3) その他所要の措置

(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講じること。